

東農第1126号
令和7年9月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 東近江市 (252131) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 三俣 (五個荘三俣町) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年9月17日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内の耕作者は2人、他は土地持ち非農家である。
多くの農地は近隣集落の複数の経営体が耕作している。
耕作放棄地はない。
現在の耕作地は現状を維持していきたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に、麦、大豆を基幹の作物として、現状の農地を維持していきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 13.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 13.8 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

多くの農地を近隣法人が耕作しているため現状を維持していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

すでに活用して貸借を行っており、今後も活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

昭和50年代、圃場整備事業を実施し、施設が老朽化している。更新を行いたいが現在のところ予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

近隣の法人が複数入っており、今後もその状況を維持していきたい。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化のため、防除は無人ヘリ業者に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|---|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

③防除等にはドローン等を活用していきたい。